

## 国立大学法人宮城教育大学特定年俸制職員給与規程

平成31年 3月 8日制 定  
令和 2年 3月19日最終改正

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮城教育大学職員就業規則（16規第63号。以下「職員就業規則」という。）第28条第2項の規定に基づき、人事給与とマネジメント改革の一環として退職時に退職手当を支給する年俸制により雇用された職員（以下「特定年俸制職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 特定年俸制職員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本年俸の12分の1を本給とする。
  - 二 業績給は、業績手当とする。
  - 三 諸手当は、通勤手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、入試業務手当、教員免許状更新講習業務手当、超過勤務手当及び休日給とする。
- 2 前項第1号の本給は、調整を行うことがある。
- 3 本給の調整は、国立大学法人宮城教育大学職員給与規程（16規第85号。以下「職員給与規程」という。）第12条の規定を準用する。

### (基本年俸の決定等)

第3条 特定年俸制職員の受ける基本年俸は、別表に定める号給により決定する。

- 2 号給は、その者の学歴、免許・資格、業務経験、業績、他の職員との均衡及び予算を考慮して決定する。
- 3 前2項に定めるもののほか、基本年俸の決定等に関する事項は別に定める。

### (業績手当の決定等)

第4条 業績手当の決定等に関する事項は、別に定める。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、職員給与規程第24条の規定を準用する。

### (扶養手当)

第5条の2 扶養手当は、職員給与規程第21条の規定を準用する。

(住居手当)

第5条の3 住居手当は、職員給与規程第23条の規定を準用する。

(単身赴任手当)

第6条 単身赴任手当は、職員給与規程第25条の規定を準用する。

(入試業務手当)

第7条 入試業務手当は、職員給与規程第36条の規定を準用する。

(教員免許状更新講習業務手当)

第8条 教員免許状更新講習業務手当は、職員給与規程第37条の規定を準用する。

(超過勤務手当)

第9条 超過勤務手当は、職員給与規程第30条の規定を準用する。

(休日給)

第10条 休日給は、職員給与規程第31条の規定を準用する。

(退職手当)

第11条 退職手当は、国立大学法人宮城教育大学職員退職手当規程（16規第73号。）の定めるところによる。

(給与の支給日)

第12条 本給、業績手当、単身赴任手当及び通勤手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、入試業務手当、教員免許状更新講習業務手当、超過勤務手当及び休日給は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

(給与の支払い)

第13条 特定年俸制職員の給与の支払は、職員給与規程第5条の規定を準用する。

(日割計算)

第14条 新たに特定年俸制職員となった者には、その日から本給を支給し、本給月額に

- 異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。
- 2 特定年俸制職員が離職したときは、その日までの本給を支給する。
  - 3 特定年俸制職員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。
  - 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から職員就業規則第58条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 5 特定年俸制職員が月の中途において次の各号の一に該当する場合のその月の本給は、日割計算により支給する。
    - 一 職員就業規則第13条により休職にされ、又は同第17条により復職した場合
    - 二 国立大学法人宮城教育大学育児休業・介護休業規程（16規第66号。以下「育児休業等規程」という。）第3条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
    - 三 大学院修学休業（職員就業規則第75条に規定する大学院修学休業をいう。）を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合
    - 四 職員就業規則第80条第3号に規定する出勤停止にされ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

- 第15条 勤務1時間当たりの給与額は、本給を1箇月平均所定労働時間数で除して得た額とする。
- 2 前項に規定する1箇月平均所定労働時間数は、155時間とする。
  - 3 第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

- 第16条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（休職者の給与）

- 第17条 特定年俸制職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、就業規則第13条第1項第1号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労災法の定めるところにより、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 特定年俸制職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年に達するまでは、本給、業績給の100分の80を支給することができる。
- 3 特定年俸制職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、業績給の100分の60以内を支給することができる。
- 4 特定年俸制職員が学校、研究所、病院等の公共施設において、その者の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等の業務に従事することにより、就業規則第13条第2項第1号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、業績給の100分の70を支給することができる。
- 5 特定年俸制職員が前4項に掲げる休職以外の休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、その都度定める。

(育児休業者等の給与)

第18条 就業規則第72条の規定により育児休業等をする特定年俸制職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 特定年俸制職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第12条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業者等の給与)

第19条 職員就業規則第73条の規定により介護休業等をする特定年俸制職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 特定年俸制職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第12条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第20条 特定年俸制職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第15条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(給与の額及び割合の検討)

第21条 学長は、給与の額又は割合の改定が必要であるかどうかを決定するために、定期的に給与の額及び割合の検討を行うものとする。

(実施に関し必要な事項)

第22条 学長は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第23条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則 (31規第11号制定)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令2規第46号改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

職員年俸表

号給	基本年俸額	本給月額
1	2,400,000	200,000
2	2,640,000	220,000
3	2,880,000	240,000
4	3,120,000	260,000
5	3,360,000	280,000
6	3,600,000	300,000
7	3,840,000	320,000
8	4,080,000	340,000
9	4,320,000	360,000
10	4,560,000	380,000
11	4,800,000	400,000
12	5,040,000	420,000
13	5,280,000	440,000
14	5,520,000	460,000
15	5,760,000	480,000
16	6,000,000	500,000
17	6,240,000	520,000
18	6,480,000	540,000
19	6,720,000	560,000
20	6,960,000	580,000
21	7,200,000	600,000
22	7,440,000	620,000
23	7,680,000	640,000
24	7,920,000	660,000
25	8,160,000	680,000
26	8,400,000	700,000
27	8,640,000	720,000
28	8,880,000	740,000
29	9,120,000	760,000
30	9,360,000	780,000
31	9,600,000	800,000
32	9,840,000	820,000

33	10,080,000	840,000
34	10,320,000	860,000
35	10,560,000	880,000
36	10,800,000	900,000
37	11,040,000	920,000
38	11,280,000	940,000
39	11,520,000	960,000
40	11,760,000	980,000
41	12,000,000	1,000,000